

錦福社会まりふ居宅介護支援事業所

居宅介護支援サービス
重要事項説明書

山口県岩国市麻里布町3丁目5-30

T E L 0827-30-0012

社会福祉法人 錦福社会

重 要 事 項 説 明 書

（ 錦福祉会まりふ居宅介護支援事業所 介護支援事業 ）

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	錦福祉会		
法人所在地	山口県岩国市錦町広瀬758番地		
法人種別	社会福祉法人	代表者名	理事長 石井 忍
電話番号	0827-72-3523		

介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	本事業所が介護保険法令に基づき岩国市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
錦福祉会まりふ居宅介護支援事業所 (3570801963 号)	居宅介護支援事業

2. ご利用施設

施設の名称	錦福祉会まりふ居宅介護支援事業所		
施設所在地	山口県岩国市麻里布町3丁目5-30		
事業種別	居宅介護支援事業	管理者氏名	渡部 慎也
電話番号	0827-30-0012		
FAX番号	0827-30-0013		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	錦福祉会まりふ居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業は、要介護者等からの相談及び要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的としています。
運営方針	本事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援に努めます。 お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮して行います。 お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。 本事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、岩国市、地域包括支援センター、その他指定居宅サービス事業者・介護保険施設との連携を図ります。 本事業所は、利用者の人権擁護。虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

4. 施設の概要

錦福祉会まりふ居宅介護支援事業所

敷 地	1 5 5 6 . 8 9 m ²	
建物	構 造	鉄筋コンクリート造地上5階建て（耐火建築）
	延べ床面積	1 2 . 9 6 m ²
設備	事務室、カンファレンススペース 冷暖房完備	
備品等	ＯＡ機器	1 台
	車	1 台

5. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	区 分				員 数	保 有 資 格
	常 勤		非 常 勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	介護支援専門員
介護支援専門員		1			1	介護支援専門員

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	年間110日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	年間110日

7. 営業時間

営 業 日	毎週月曜日から金曜日とする。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 （但し、天災その他やむを得ず事業を遂行できない日を除く）
営業時間	午前8時30分より午後5時30分まで。 ※緊急時には24時間体制で連絡を受けるものとする。

8. 居宅介護支援サービスの概要

種 類	内 容
居宅サービス 計画の作成	介護支援専門員は、お客様の有している能力、提供しているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じてお客様が現に抱える問題点を明らかにし、お客様が自立した生活を営むことができるよう支援するために解決すべき課題を把握し、お客様及びお客様の家族の状況や希望について把握した課題に基づき、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
サービスの実施状況 の継続的な把握及び 評価	介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、お客様及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設の紹介	介護支援専門員は、お客様がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は、お客様が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他便宜を行います。
要介護認定の申請 の代行	要介護認定の申請を代行します。
要介護認定調査	要介護認定の調査を行います。
情報提供	居宅サービス計画にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様又は家族がサービスの選択を可能となるように支援します。
給付管理表の作成 ・提出	毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

9. 利用料その他の費用

(1) サービス利用料金

- ・ 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）ご契約者の自己負担はありません。
- 但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,860円/月	14,110円/月

その他、お客様、または事業所の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	単位数
初回加算	新規に認定を受けて居宅介護サービスを作成する場合等	300
入院時情報連携加算	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、入院するお客様の必要な情報を提供した場合（3日以内）	250
入院時情報連携加算	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、入院するお客様の必要な情報を提供した場合（7日以内）	200
退院・退所加算	退院、退所に当たって、病院等の職員と面接を行い必要な情報を求めた場合	450～
通院時情報連携加算	医師の診察に同席し、医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の情報を提供するとともに医師等から必要な情報を受けた上で、ケアプランに記載する場合	50
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより病院等の職員とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合	200
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍のお客様に対し、必要な体制を整えた上で、主治医の助言を受けつつ必要な支援をした場合	400/月

(2) 指定居宅サービス事業者との連絡調整

- ・ 指定居宅サービス事業者との連絡調整等は原則無料とします。

(3) 本事業所の通常の実施地域

岩国市（但し離島を除く）

10. 滞納金等のお支払い方法

- ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなかった場合、1ヶ月につき前頁料金をいただき、当事業所から領収書とサービス提供証明書を発行いたします。この領収書とサービス提供証明書を後日、保険者に提出することにより、全額払い戻しを受けることが出来ます。保険料滞納分の精算が終了するまでの間は、当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月の26日迄に以下の何れかの方法でお支払い下さい。

- ※ 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(1) 金融機関口座からの自動引落し

* ご利用できる金融機関 山口銀行 各支店
各地の郵便局

(2) 指定口座への振り込み 山口銀行岩国支店 普通預金

（名義） 社会福祉法人 錦福社会
普通口座 口座番号：5035968

(3) 現金でお支払いの場合 利用料金・費用をその都度お支払いいただいた場合は、必ず領収書を発行いたします。

1 1. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、居宅サービス計画書の作成、説明及び同意（交付）の上、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
但し、お客様の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間1週間以内の通知でもこの契約を解約する事ができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
又、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
以下の場合は、直ちに契約を解約する事ができます。
 - ・事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が守秘義務に反した場合
 - ・事業者がお客様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が破産した場合
 - ・お客様のサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、相当期間内に支払われない場合
 - ・お客様又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合

1 2. 相談並びに苦情の受付について

(1-1) 相談・助言に関すること

- ・生活・身上・介護に関する相談・助言
- ・住宅改良に関する相談・助言
- ・その他必要な相談・助言

* お客様及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って可能な限り援助を行うように
つとめます。

(相談窓口 : 介護支援専門員 渡部 慎也)

(1-2) 24時間常時連絡できる体制について

併設施設である介護老人福祉施設ヴィータ職員の協力で、24時間いつでも利用者から連絡があった場合、職員緊急連絡網を使用し、速やかに担当職員に連絡をとる体制を整備しています。また、事業所が職員個々に配置している業務専用携帯電話により、常時、担当者と直接連絡をとることができ、必要に応じて24時間相談に応じることができます。

* 介護老人福祉施設ヴィータ : 0827-30-0001

(2) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者氏名 : 渡部 慎也

(管理者) 0827-30-0012

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

○苦情解決責任者 担当者氏名 : 谷本 孝宏

(介護老人福祉施設ヴィータ施設長) 0827-30-0001

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

(3) 外部苦情申立て機関

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室

岩国市今津町1丁目14-15

(電話) 0827-29-5072

(FAX) 0827-21-3337

山口県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係

山口市朝田1980-7

(電話) 083-995-1010

山口県健康福祉部 長寿社会課

山口市滝町1-1

(電話) 083-933-2774

山口県岩国健康福祉センター 保健福祉総務室

岩国市三笠町1-1-1

(電話) 0827-29-1522

山口県福祉サービス運営適正化委員会

山口市大手町9-6

(電話) 083-924-2837

(4) 第三者委員

中 村 保 子 (民生委員) 0827-72-2438

* 詳細は、社会福祉法人錦福祉会 福祉サービス相談委員会設置規程に記載

13. 緊急時の対応方法

- (1) お客様の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (2) 緊急連絡先に連絡いたします。

お客様の主治医	氏名	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	所在地	
	電話番号	

14. 協力医療機関

医療機関名	岩国市医療センター医師会病院
院長名	茶川 治樹
所在地	山口県岩国市室の木町3丁目6-12
電話番号	0827-21-3211
診療科	内科、外科ほか
入院設備	有り
救急指定の有無	有り

15. 秘密保持

- (1) 事業所及びサービス従業者は、サービスを提供する上でお客様及び家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、お客様からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いませぬ。またお客様の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り用いませぬ。
事業所は、お客様とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- (3) 事業所は、下記の「① 使用目的」、「② 使用に当たっての条件」を満たす場合は、お客様又は家族の個人情報を用いることがあります。
 - ① 使用目的
 - お客様の居宅サービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供
 - 介護支援専門員、サービス事業者との連絡調整に必要となった場合
 - サービス提供に関して主治医又は保険者の意見を求める必要がある場合
 - ② 使用に当たっての条件
 - 個人情報の提供は必要最小限とし、関係する者以外の者に漏れることのないよう十分注意する。
 - 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて詳細に記録する。

16. 事故発生時の対応

- (1) お客様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- (3) お客様に対して居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに対応致します。

17. 医療との連携

- (1) 居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、入院時には担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関にお知らせください。
- (2) 他のサービス事業者等から伝達されたお客様の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握してお客様の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

18. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者は利用者の意思に基づいた契約であることを確保するためケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- (2) 当事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

19. 虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め、虐待を早期に発見できるように努め、虐待が発生した場合には、通報、対応、再発防止を適切に行います。

20. 事業継続計画（BCP）の策定

感染症や災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

21. 感染症の予防及び蔓延の防止

感染症の予防及び蔓延防止の徹底を図るために、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施に取り組みます。

22. ハラスメント対策

ハラスメント対策（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント）に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

23. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所
説明者職名 氏 名 渡部 慎也

私たちは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。また、第15項による利用者、及びその家族の個人情報の使用について同意します。

契約者兼利用者

住 所

氏 名

利用者家族代表者

住 所

氏 名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

※利用者家族代表者と署名代行者が同一の場合、下記の署名代行者欄に記入は不要です。

署名代行者

住 所

氏 名

(契約者との関係)

サービス利用割合

令和 6年 9月 5日

令和 6年 3月 ～ 令和 6年 8月

複数事業所適用

- ① 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	39%
通所介護	34%
地域密着型通所介護	3%
福祉用具貸与	62%

- ② 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション さくらんぼ	34%	ふくしサービスセンターいろは	20%	ふくろうの会	12%
通所介護	いしいケア・クリニックデイサービスセンター	40%	岩国ケアセンターそよ風	21%	デイサービスセンターさくらんぼ麻里布	16%
地域密着型通所介護	ハートフラワー岩国	75%	運動特化型デイサービスふぁいと	25%		
福祉用具貸与	介) サンハイティ	42%	(株) ホームケアサービス山口岩国店	22%	有限会社 カガミ	15%